

○厚生労働省令第 号

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第三項第四号及び第十六条の八の規定に基づき、並びに同法を実施するため、医師法施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠

医師法施行規則及び医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十九条の二 法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>第十九条の三 法第十六条の十第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第十九条の二 法第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>第十九条の三 法第十六条の八第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 (略)</p>

第二条 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五百五十八

号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(臨床研修病院の指定)</p> <p>第三条 法第十六条の二第一項に規定する都道府県知事の指定する病院(以下「臨床研修病院」という。)の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(基幹型臨床研修病院の指定の申請手続)</p> <p>第四条 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の十月三十一日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>2 臨床研修病院の指定を受けようとする者が二以上の研修プログラムを設けようとする場合には、前項第十三号から第十七号までに掲げる事項は、研修プログラムごとに記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び臨床研修病院群(共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設(臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院以外のものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一〇三三 (略)</p> <p>(協力型臨床研修病院の指定の申請手続)</p>	<p>(臨床研修病院の指定)</p> <p>第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(基幹型臨床研修病院の指定の申請手続)</p> <p>第四条 基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の十月三十一日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一〇十八 (略)</p> <p>2 臨床研修病院(法第十六条の二第一項の指定を受けた病院をいう。以下同じ。)の指定を受けようとする者が二以上の研修プログラムを設けようとする場合には、前項第十三号から第十七号までに掲げる事項は、研修プログラムごとに記載しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書には、次に掲げる書類及び臨床研修病院群(共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設(臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に付属する病院(以下「大学病院」という。))以外のものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類を添えなければならない。</p> <p>一〇三三 (略)</p> <p>(協力型臨床研修病院の指定の申請手続)</p>

第五条 前条の規定は、協力型臨床研修病院の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して都道府県知事」と、同条第二項中「前項第十三号から第十七号まで」とあるのは「前項第十四号から第十七号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類及び臨床研修病院群（共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

（法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準）

第六条 第四条第一項の申請があつた場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。ただし、都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院が、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、法第十六条の二第三項第一号並びに第四号及び第九号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、法第十六条の二第三項第二号並びに第四号、第七号、第十号及び第十四号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一・二 （略）

三 救急医療を提供していること。

第五条 前条の規定は、協力型臨床研修病院の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十三号から第十七号まで」とあるのは「前項第十四号から第十七号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類及び臨床研修病院群（共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院、協力型臨床研修病院及び研修協力施設（臨床研修病院と共同して臨床研修を行う施設であつて、臨床研修病院及び医学を履修する課程を置く大学に付属する病院（以下「大学病院」という。）以外のものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を構成することとなる関係施設相互間の連携体制を記載した書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

（指定の基準）

第六条 厚生労働大臣は、第四条第一項の申請があつた場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならない。ただし、協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、第三号、第五号及び第十一号に掲げる事項については、当該協力型臨床研修病院の状況を併せて考慮するものとし、研修協力施設と共同して臨床研修を行うおうとする場合にあつては、第五号、第七号、第九号、第十二号及び第十六号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状況を併せて考慮するものとする。

一・二 （略）

三 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

四 救急医療を提供していること。

- 四 臨床研修を行うために必要な症例があること。
- 五 臨床病理検討会を適切に開催していること。
(削る)

- 六 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
 - 七 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
 - 八 研修管理委員会を設置していること。
 - 九 プログラム責任者を適切に配置していること。
 - 十 適切な指導体制を有していること。
 - 十一 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。
 - 十二 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
 - 十三 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
 - 十四 研修医に対する適切な処遇を確保していること。
 - 十五 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。
 - 十六 協力型臨床研修病院、研修協力施設（病院又は診療所に限る。）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。
 - 十七 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。
 - 十八 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院が次項各号に適合していること。
- 2 前条の申請があった場合において、法第十六条の二第三項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
- 一 前項第一号、第二号、第六号、第七号、第十号、第十二号及び第十四号に適合していること。
 - 二 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が法第十六条の二第三項各号に適合していること。

- 五 臨床研修を行うために必要な症例があること。
- 六 臨床病理検討会を適切に開催していること。
- 七 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

- 八 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。
 - 九 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。
 - 十 研修管理委員会を設置していること。
 - 十一 プログラム責任者を適切に配置していること。
 - 十二 適切な指導体制を有していること。
 - 十三 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。
 - 十四 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。
 - 十五 研修医の募集及び採用の方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。
 - 十六 研修医に対する適切な処遇を確保していること。
 - 十七 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。
 - 十八 協力型臨床研修病院、研修協力施設（病院又は診療所に限る。）又は大学病院と連携して臨床研修を行うこと。
 - 十九 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。
 - 二十 協力型臨床研修病院と共同して臨床研修を行う場合にあっては、当該病院が次項各号に適合していること。
- 2 厚生労働大臣は、前条の申請があった場合において、当該病院が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならない。
- 一 前項第一号、第二号、第七号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に適合していること。
 - 二 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院が前項各号に適合していること。

- 3 都道府県知事は、第四条第一項又は前条の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。
- 一 第十三条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないこと。
- 二 (略)

(指定の通知)

第六条の二 都道府県知事は、臨床研修病院の指定をしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(変更の届出)

第八条 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

2 前項の規定は、協力型臨床研修病院に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号に掲げる事項を除く。)」と、「都道府県知事」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して都道府県知事」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合(臨床研修の目標、臨床研修を行う分野、当該分野ごとの研修期間及び臨床研修を行う病院並びに研修医の募集定員を変更する場合に限る。以下この条において同じ。)又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおうとする年度の前年度の四月三十日までに、当該研修プログラムに関し、第四条第三項各号に掲げる書類及び臨床研修病

- 3 厚生労働大臣は、第四条第一項又は前条の申請があつた場合において、当該病院が次の各号のいずれかに該当するときは、臨床研修病院の指定をしてはならない。
- 一 第十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過していないこと。
- 二 (略)

(新設)

(変更の届出)

第八条 基幹型臨床研修病院の開設者は、当該病院に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 (略)

2 前項の規定は、協力型臨床研修病院に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号に掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 基幹型臨床研修病院の開設者は、研修プログラムを変更する場合(臨床研修の目標、臨床研修を行う分野、当該分野ごとの研修期間及び臨床研修を行う病院並びに研修医の募集定員を変更する場合に限る。以下この条において同じ。)又は新たに研修プログラムを設ける場合には、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行うおうとする年度の前年度の四月三十日までに、当該研修プログラムに関し、第四条第三項各号に掲げる書類及び臨床研修病

院群を構成する関係施設相互間の連携体制を記載した書類を添えて、同条第一項第十三号から第十七号までに掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2
2
4 (略)

5 前項ただし書の場合において、当該変更を行った病院の開設者は、研修プログラムの変更後速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告)

第十二条 基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年四月三十日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 十三 (略)

2 (略)

(削る)

(指定の取消し)

第十三条 都道府県知事は、臨床研修病院が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第四項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

院群を構成する関係施設相互間の連携体制を記載した書類を添えて、同条第一項第十三号から第十七号までに掲げる事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2
2
4 (略)

5 前項ただし書の場合において、当該変更を行った病院の開設者は、研修プログラムの変更後速やかに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十二条 基幹型臨床研修病院の開設者は、毎年四月三十日までに、当該病院に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 十三 (略)

2 (略)

(報告の徴収及び指示)

第十三条 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し必要があると認めるときは、臨床研修病院の開設者又は管理者に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、研修プログラム、研修医の募集定員、指導体制、施設、設備、研修医の処遇その他の臨床研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、臨床研修病院の開設者又は管理者に対して必要な指示をすることができる。

3 厚生労働大臣は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修病院が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の二第二項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができる。

一 法第十六条の二第三項各号の基準に適合しなくなったとき。

二～五 (略)

六 その開設者又は管理者が法第十六条の四第一項の指示に従わないとき。

(指定の取消しの申請)

第十四条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の申請があつた場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(指定の取消しの通知)

第十五条 都道府県知事は、臨床研修病院の指定の取消しをしたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知するものとする。

(定員の通知)

第十六条 都道府県知事は、法第十六条の三第三項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の四月三十日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならない。

2 法第十六条の三第五項の規定により厚生労働大臣に対して通知する内容は、研修医の定員のほか、当該定員の算定方法を含むものとする。

一 臨床研修病院の区分ごとに、第六条第一項及び第二項に規定するそれぞれの指定基準に適合しなくなったとき。

二～五 (略)

六 その開設者又は管理者が前条第二項の指示に従わないとき。

(指定の取消しの申請)

第十五条 基幹型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 協力型臨床研修病院の開設者は、臨床研修病院の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 厚生労働大臣は、前二項の申請があつた場合において、当該臨床研修病院の指定を取り消すことが相当と認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(新設)

(新設)

(報告の徴収等)

第十七条 都道府県知事は、臨床研修病院群については、基幹型臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修病院に関する法第十六条の四第一項の報告の徴収又は必要な指示をすることができる。

2 都道府県知事は、臨床研修病院の指定を受けようとする病院又は臨床研修病院が法第十六条の二第三項各号に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することができる。

3 厚生労働大臣は、臨床研修の実施に関し特に必要があると認められる場合には、臨床研修病院の開設者又は管理者に対し、当該者の同意を得て実地に調査を行い、若しくはその業務に関し所要の報告を求め、又は必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 都道府県知事が法第十六条の四第一項の報告の徴収若しくは必要な指示又は第二項の実地調査を行った場合は厚生労働大臣に、厚生労働大臣が前項の実地調査若しくは報告の徴収又は必要な措置をとるべきことの請求を行った場合には都道府県知事に、その内容について通知するものとする。

第十八条・第十九条

第十九条の二

(削る)

(新設)

第十六条・第十七条

第十八条

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者に対する第六条第一項又は第二項の規定の適用については、当該大学病院を基幹型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が

(国の開設する臨床研修病院の特例)

<p>基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第五条 を除く。) 」と、「厚生労働大臣」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と</p>	<p>第八条 第二項 を除く。) 」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と</p>	<p>第九条 第二項 同条第一項第十四号から第十七号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修院の開設者を経由して</p>	<p>第十二 条第二 項 報告書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して</p>	<p>第十五 条第二 項 申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して</p>
	<p>を除く。) 」と</p>	<p>を除く。) 」と</p>	<p>同条第一項第十四号から第十七号までに掲げる事項を</p>	<p>報告書を</p>	<p>申請書を</p>

(国の開設する臨床研修病院の特例)

第二十条 国の開設する臨床研修病院については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 (削る)	開設者又は管理者	管理者	第四條	開設者	所管大臣
			第一項	次に掲げる事項	第二号から第十八号までに掲げる事項
第五條	(削る)	(削る)	「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。)」と、「都道府県知事」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して都道府県知事」と	「開設者」とあるのは「所管大臣」と、「次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事」とあるのは「次に掲げる事項(第一号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。)」を記載した申請書をもって、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の所管大臣を経由して都道府県知事」と	

第二十条 国の開設する臨床研修病院については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六條	申請	開設者又は管理者	第四條	開設者	所管大臣
			第一項	次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	第二号から第十八号までに掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする
第五條	申請	申請	「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と	「開設者」とあるのは「所管大臣」と、「次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」とあるのは「次に掲げる事項(第一号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。)」を記載した書面をもって、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の所管大臣を経由して厚生労働大臣に申し出るものとする」と	

第 十 二 條 第 一 項	第 十 二 條 第 二 項	(削る)	第 十 三 條 第 四 項	第 十 三 條 第 五 号
開設者	「次に掲げる事項を 開設者		第六條第三項第二号に該 当する	第七條から第十二條まで の規定に違反したとき
所管大臣	「開設者」とあるのは「 所管大臣」と、「次に掲 げる事項を 所管大臣		管理者に医事に関する犯 罪又は不正の行為があり 、臨床研修を行うことが 適当でないと認められる	第七條、第九條第三項、 第十條及び第十一條の規 定に違反したとき

第 十 一 條 第 四 号	第 十 一 條 第 五 号	第 十 二 條 第 一 項	第 十 二 條 第 二 項	第 十 三 條 第 一 項	第 十 三 條 第 二 項 及 び 第 三 項	第 十 三 條 第 四 項 及 び 第 五 項	第 十 三 條 第 五 号	第 十 四 條 第 一 項	第 十 四 條 第 二 項
申請中である	届出	開設者	「次に掲げる事項を 開設者	開設者	開設者	開設者	第六條第三項第二号に該 当する	第七條から第十二條まで の規定に違反したとき	第七條から第十二條まで の規定に違反したとき
申し出ている	通知	所管大臣	「開設者」とあるのは「 所管大臣」と、「次に掲 げる事項を 所管大臣	所管大臣	所管大臣	所管大臣	管理者に医事に関する犯 罪又は不正の行為があり 、臨床研修を行うことが 適当でないと認められる	第七條、第九條第三項、 第十條及び第十一條の規 定に違反したとき。この 場合において、第十條中 「届けた」とあるのは 「通知した」と、第十一 條第四号中「申請中であ	第七條、第九條第三項、 第十條及び第十一條の規 定に違反したとき

第十三条第六号	開設者又は管理者 (削る)	管理者
第十四条第一項及び第二項	開設者 (削る)	所管大臣
第十七条第一項及び第三項	開設者	所管大臣

(臨床研修を修了した旨の登録の申請)
第二十一条 法第十六条の六第一項の規定による登録を受けようとする者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
2 (略)
(削る)

第十四条第六号	開設者又は管理者 指示	管理者 勧告
第十五条第一項	開設者 申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	所管大臣 書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする
第十五条第二項	開設者 申請書を 厚生労働大臣に提出しなければならない	所管大臣 書面をもって 厚生労働大臣に申し出るものとする
第十五条第三項 (新設)	申請	申出

(臨床研修を修了した旨の登録の申請)
第二十一条 法第十六条の四第一項の規定による登録を受けようとする者は、様式第一号による申請書に臨床研修修了証及び医師免許証の写しを添え、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
3 | 2 (略)
大学病院において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の

<p>3 法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証及び医師免許証」とあるのは、「医師免許証及び必要な書類」とする。</p> <p>第二十二條・第二十三條</p>	<p>4 適用については、同項中「臨床研修修了証」とあるのは、「大学院であつて基幹型臨床研修病院に相当する病院の管理者が交付する臨床研修修了証に相当する書類」とする。</p> <p>法第十六条の二第四項の規定により厚生労働大臣の指定する病院とみなされた外国の病院において臨床研修を修了した者に係る第一項の規定の適用については、同項中「臨床研修修了証及び医師免許証」とあるのは、「医師免許証及び必要な書類」とする。</p> <p>第二十二條・第二十三條</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの省令による改正前の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（以下「旧臨床研修省令」という。）の規定によりされた指定等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの省令の施行の際現に旧臨床研修省令の規定によりされている指定等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、施行日以後におけるこの省令による改正後の医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（以下「新臨床研修省令」という。）の適用については、新臨床研修省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この省令の施行前に旧臨床研修省令の規定により国に対して届出その他の手続をしなければならない事

項で、この省令の施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新臨床研修省令の相当規定により地方公共団体の相当の機関に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新臨床研修省令の規定を適用する。